

参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前十一時十九分開会

委員の異動

六月二十二日委員松澤兼人君辞任につき、その補欠として森下政一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

- 伊能 芳雄君
- 石村 幸作君
- 小林 武治君
- 赤松 常子君

委員

- 伊能繁次郎君
- 西郷吉之助君
- 岸 良一君
- 島村 軍次君
- 秋山 長造君
- 中田 吉雄君
- 若木 勝蔵君
- 森下 政一君
- 有馬 英二君
- 深川タマエ君

政府委員

- 自治政務次官 永田 亮一君
- 自治庁財政部長 後藤 博君
- 事務局側

- 常任委員 福永与一郎君
- 常任委員 伊藤 清君
- 常任委員 伊藤 清君
- 常任委員 伊藤 清君

○地方公営企業法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○理事(石村幸作君) たいだいまより委員会を開催いたします。

本日は、委員長所用で出席いたしませんので、委託を受けました私が委員長の職務をとりさせていただきます。

これより地方公営企業法の一部を改正する法律案の審査を行います。本件につきまして、まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(永田亮一君) 地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な改正事項の概略を御説明申し上げます。

地方公共団体が処理いたしません事務は、いわゆる権力行政のほか非権力行政にわたる広範な分野に及ぶものでありまして、非権力行政のうちでも、住民全般に対してよりよいサービスを提供することに直接住民の福祉の増進に寄与するところの上下水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業等の各種の公営企業が最も重要な役割を占めていられることは申すまでもないところであります。このように重要な意義を有する地方公営企業をしますと、その経済性を發揮せしめるとともに、住民の福祉の増進に一層寄与するよう経営させるため、去る昭和二十七年八月一日地方公営企業法が制定施行されたのであります。その後の運営の状況を見ますと、適用事業の数は漸次増加しつつあり、現在水道事業九十団体、軌道事業十五団体、自動車事業三十団体、

地方鉄道事業三団体、電気事業十団体、ガス事業十団体、その他の事業九団体、計百六十七団体の多数に上り、これらの企業の営業収益合計額は、昭和二十八年年度において四百六十七億圓、資産総額は、昭和二十九年三月末日において約二千億圓、これらの企業に従事いたします職員は、六万人をこえるという状況に達しております。

法律施行以来各地方公営企業においては、本法制定の目的であるところの企業の経済性の發揮と公共の福祉の増進に向つて日夜努力を傾注し、その成果には見るべきものが少なくないと考えられますが、政府におきましては、法律施行以来の経験にかんがみ、なお若干の改正を必要とする点があると考へ、諸般の調査研究を加へるとともに各方面の意見をも聴取しました結果、今日成案を得まして、地方公営企業法の一部改正法律案として、今期国会の御審議をわずらわすことに相なつた次第であります。

次に、本案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。まず、改正の第一は、地方公共団体の長と管理者の間における事務の配分の合理化、その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかつたことであり、従来規定のものとあつては、管理者が業務の執行に關し担任する事務の範囲が必ずしも明確でない点が若干見受けられ、そのため事務の能率的遂行が妨げられる懸念がありましたので、今次改正案におきましては、地方

公営企業の基本計画案の議会对する提出及びその原案の作成に關する取扱方法を明確にするのと同時に、地方公営企業の経営にかつる許可、認可等、行政庁の処分を必要とするもののうち輕微なものについては、管理者が当該地方公共団体を代表して申請等に關する事務を処理することができるようにしたのであります。また、交通事業のごとき事業にあつては、同一業種の民間会社等との間に於いて連絡切符を発売する等の要請が漸次高まつてきており、これがためには、公金徴収事務を委託しなければならぬわけであり、委託しなればならぬわけであり、規定との關係において疑問が存しましたので、この際地方公営企業の料金の徴収に限り一定の条件のもとに民間会社等に委任することができるよういたしました次第であります。

改正の第二は、減價積立金制度の創設等、予算、決算及び会計制度について合理化をはかつたことであり、地方公営企業の予算、決算及び会計制度につきましては、現行規定のもとにおきましても企業の経済性を發揮することができるよう、一般の官庁財務に比し種々の特別規定が設けられていたものであります。その合理化を一そう徹底するため若干の改正を加へる必要が生じたのであります。すなわち、国の財政法の規定にならぬ事故繰り越しの制度を採用し、剰余金及び欠損の処理に關する原則を明確にすることとい

いたしました。特に剰余金の処分につきましては、従来商法の觀念にならぬ、決算上の利益はその一定割合を利益準備金として積み立てるものとされておりましたが、地方公営企業におきましては、会社と異なり株式による払込資本金というものがなく、企業債によつて建設を行っている状況にあり、今後利益の一定割合を減價積立金又は利益積立金として積立てることに改め、もつて企業経営の健全化をはかることとした次第であります。

改正の第三は、地方公営企業の経営に關する助言及び報告に關する規定を整備したことであり、地方公営企業の経営が法律に定められていた基本原則すなわち、経済性の發揮と住民の福祉の増進に寄与するよう、政府は従来とも必要に応じ助言を行い、もしくは報告を求めたのであります。が、今後一そうこの点に留意して対処してゆくために本法中に地方公営企業の経営に關する助言、報告及び報告に關する規定を設けることとした次第であります。

以上地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上すまやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(石村幸作君) 次に、政府より御説明を聴取いたします。

○政府委員(後藤博君) お手許に配付いたしております法律案関係資料というものがござりますが、その第一ページ

に、地方公営企業法の一部を改正する法律案要綱というのがございます。ここにまとめて書いてございますので、これを簡単に御説明申し上げます。

改正の第一点は「地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備を左により図ること」、これが第一の点であります。公営企業法ができてから、いろいろその経験に徴して従来不確定な点がございまして、それから規定がきびし過ぎて運営上困るような点がございまして、そういう点を主として中心といたしまして、今回の改正をかけたのでございます。

第一点は「地方公営企業の基本計画案について、その作成及び議会对する提出には地方公共団体の長が当り、これに必要な資料の作成には管理者が当るものとする」と。この基本計画案につきまして、管理者と長との間の事務の範囲が不明確な点がございましたので、この点を明確にいたしました。基本計画に必要な資料の作成は管理者がやるということをはっきりいたしましたのでございます。これは八条、九条の規定の改正になっております。八条の規定は管理者、長の留保いたしました権限の規定であります。その中に加えてはつきりした規定としたいと思つて、九条は管理者の規定であります。これもあわせて規定をいたしました。

第二は「地方公営企業に係る行政庁の許可、認可等の処分のうち軽微なるものについては、管理者が地方公共団体を代表してこれらの処分を受けることができるものとする」と。これは九条の改正であります。公営企業関係の許可、認可の処分につきまして、ど

の程度、長がやるという格好になつておられますので、軽微なものにつきましてはやはり管理者にまかしていい、こういふふうにいいたしたのであります。

第三点は「地方公営企業の料金のうち特別の必要があるものについて、その徴収事務を当該地方公営企業と同種の事業を経営する会社等に委託することができるものとする」と。これは二十一条の規定であります。これは提案理由の説明の中にございましたように、現在の地方自治法の二百四十三条の規定によりまして、料金の徴収を他に委託することができないことになつております。従つて連絡切符の発行等につきまして法律上疑問がございまして、連絡切符を発行する場合には、たとえば交通公社とか、国鉄とかといふところに料金の徴収を委託することができるといふことを明確にいたしたいと考へたのであります。

第二の点は「地方公営企業の予算、決算及び会計制度の合理化に必要な規定の整備を左により図ること」と。これは、公営企業の考え方は、従来一般会計の考え方と変えまして、そういう規定を公営企業の方の中に入れておきますが、いろいろ会計学者の意見を聞きまして、従来不備でありました点、また抜けておりました点をこの際入れまして、一そう公営企業の会計制度の整備をはかつていきたい、かように考へた次第であります。

第一点は、地方公営企業の計理の原則に関する規定を企業会計原則に準じ明確に改めることになつたのであります。これは二十条の規定でござい

す。計理の原則と申しますのは、損益の原則と、貸借対照表の原則、二つの原則があるのですが、この二つの原則を明確にいたしましたのであります。さらに計理につきましては、一般会計は現金主義でありまして、発生主義の原則を明確にいたしております。それが二十条であります。

それから第二は、事故繰り越しの制度をあらたに設けることになつております。これは二十六条の規定でございまして、これは従来は繰り越し明許の制度だけがございまして、事故繰り越しの制度を新しく設けることになつたのであります。

それから次に剰余金の処分について、従来は利益準備金にかわり、減債積立金または利益積立金の制度を設けることになつたのであります。これは提案理由の中にありますように、利益準備金という観念ではちょっと私どもが考へても、公営企業の考え方とは少し違つて、これは株式会社的な考え方と離れて観念をいたす必要がございまして、減債積立金または利益積立金の制度を新しく設けるといふことになつたのであります。これは三十二条でございまして、

それから次に、欠損の処理について必要な規定を設けるものとする、これは三十二条の二というのを新しく設けたのであります。欠損の処理について従来不確定な点がございましたので、新しくこの規定を加えたのであります。

助言することができるとし、その助言または報告を行うために必要があるときは、経営に関する報告の提出を求めることができるものとする」と。これは新しく入れました四十条の二の規定でございまして、従来は一般の原則に従つて報告を求めておつたのであります。公営企業は独立のものでございまして、法律も別でございまして、助言または報告の規定を新しく設けますと同時に、経営に関する報告の規定を新しく法律でもつて規定いたしましたわけでありまして、

大体以上申し上げましたように、非常に技術的な改正だけをいたしたいと考へて本改正法律案を提出いたしました次第であります。

○理事(石村幸作君) これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○森下政一君 ちよつとお尋ねしますが、今度の改正の中で、たとえば私企業である交通事業経営者と、公共団体の管轄交通事業、これが連絡切符を発売しなければならぬという場合がある。そこでその場合には、私企業である交通事業の経営者に料金の徴収を委託することができると。これはしごくもつともなことであり、そういうような必要が今後においてもだんだんできるだろうと思つて、ところで、そういう場合は、たとえば連絡切符等を発売するときは、これはその限定されておると、はつきりその必要性がわかるのですが、こういう心配はないですか。たとえば上水道事業を管轄する、上水道使用料、それを徴収するもの、たとえば集金を業としておる会社がある、そうすると公共団

体の事業経営者みずからの管理者がそれぞれ職員、従業員をして料金の徴収に当らせるということではなしに、集金事務を経営しているようなものに、その上水道使用料金を徴収する、そういうことの委任ができるということにもなるわけですね。

○政府委員(後藤博君) 法律の規定には「当該地方公営企業と同種の事業を經營する会社その他法令で定める者」、「政令で定める者」といふ「その他」は非常にしぼつてゆきたいと思つておられますので、おっしゃいますようなことは私も認める意思は全然ございません。

○森下政一君 そうすると、今あなた方として予想されておるのは、交通事業の連絡切符、そういうもの以外には、まずそのような場合はない、こゝろ解釈してよろしいか。

○政府委員(後藤博君) ただいまのところ連絡切符、交通関係のものだけを予想いたしております。

○若木勝蔵君 今にもちよつと関連するのですが、公営企業の方面は、住民の福祉をとにかく対象にしてゆく、私企業の方面は、どつちかといふと、うけの方を対象とする。そういうときに、連絡切符といふことは、必ずしも料金が同じだとも言えないだろうと思つても、大体においていま東京都のバスに乗つても、都営のバスと私企業のバスのようなものは値段が同じである。そうすると、建前からいって、どうも私はふに落ちないところがある、それはどういふふうか……。

○政府委員(後藤博君) 料金が同じであるということが、おかしいではないかという御質問じゃないかと思つ

が……。
○若木勝蔵君 福祉を対象にしているというのなら、もっと低くなければならない。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる通りでありまして、料金制度につきましても、やはり認可になっておられますけれども、幾ら安くしようと思っても、一つの運賃の基準がございまして、その基準にはまるようなものでなければ認めない、こういう関係がございまして、これは私企業を助けるということではなくて、公営企業と私企業が共に成り立つような方式としての料金が定められておる関係からして、そういうことにいたしておるのだと思えます。単独の並行路線でない事業につきましては、多少安いところも私はあると考えておられますけれども、並行路線の関係が非常に多いところは、やはり同種の企業は同一賃金というような、こういうふうな原則になっておるようでありまして、認可になっておられますから、勝手に地方団体でその料金を定めることはできない。そのためにおっしゃいますような結果になっておると私も考えておられます。

○若木勝蔵君 そういうことが非常に多くなれば、この公営企業の建前というものが私にはよくわかって来やしないか、そういうことを考えるわけですか。
○政府委員(後藤博君) 私どもの方はそうではなくて、私企業でありますので、常に利益というものを考えまして、路線関係でも採算のとれる路線というものを中心に考えている。ところが公営企業の方はそうではなくて、もちろんベイヤするかしらないかは問題であり

ますけれども、やはり住民の福祉というものを中心に考えていきまして、必ずしも採算を中心には考えないというところでもそれぞれの特徴があるものと考えておられます。従って同じ路線の場合には別であります。従ってない場合で、私企業でやらない線をやはり公営企業はやっておる。住民の福祉のためやっておる。多少そのために利益が上らなくともやはりそれは仕方がないじゃないか、こういうふうな考え方をしておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 その次にもう一点伺いたいのは、料金の徴収の事務を行う、他に委託するということがあるまいか。ね、こういうことになると、結局必要以上にそういうことを考えて、公営の公務員の整理とか、そういうふうなことに及んできませんか。
○政府委員(後藤博君) おっしゃいますような結果は、私は出てこないのじゃないか。これは住民に対する一つのサービスだと私も考えておるのではありません。別に買うよりも連絡切符、定期の場合なども特にそうでありまして、連絡切符が買えるというところであれば、二度も三度も行くところを一回で済むではないか。従って企業そのものの主体は違っておつても、同種の企業をやるものにはやはり相互に連絡し合っていくことが住民の福祉のためには必要ではないか、こういう考え方をいたしておるのであります。それがすぐ消費的経費とか、いろいろの経費の方にすぐ影響していくとは私も考えておられません。

○若木勝蔵君 いや、御答弁のようにも思われまうけれども、そこが一つの穴になってきて、今首切りの盛んなとき

だから、そういうところをいい穴にして、どんどんどんどんこういう方面に對して圧力がかかってくるのじゃないか、その点を伺っているのです。実際問題としてこういうことが委託されてくるという、相当これは手が抜けると思うのです。それならばこっちの方を整理しようじゃないかというところが起ってくるのじゃないか、こういうことを考える。

○政府委員(後藤博君) 増加する経費を私は押えることにはなるかと思いませんけれども、現在ある整理の理由にはちよつとならぬのじゃないかと、こういうふうな考えておられます。
○若木勝蔵君 ならなければ大へんけつこうだけれども、こういうところに私は整理の対象がくるのじゃないかというところも考えられるのです。

○島村軍次君 資料の中の一審おしよりの表のところ、赤字団体黒字団体の調べが業種別に出ているようですが、できましたらその内訳です、別表で御説明願うような資料で御提出願いたいと思ひます。
それからこの資料を見ますと、いろいろ、各業種別にすでに貸借対照表なり損益計算というものが出ておるようですが、現実にはこういうことはやっておるのかどうか、それが第二点。
それから団体別には、都道府県も市町村もいわゆる一括して表に出ておりますが、これは財政経理表であるのかもしれませんけれども、一体この各業種別に府県の経営と市町村の経営との場合の内訳の指数がわかれば、これも資料で御提出願いたいと思ひます。
それからもう一つは、その説明によりますと、公営企業法というものの範

囲が大体きまつておりますが、その他の事業団体としてどういう性質のものがあるか。それから今変つてきているのかもしれません、例の公益質屋というものは一体どれに入るのか、この中の範疇外なものかどうか。
○政府委員(後藤博君) 第一と第三の資料は、整えまして提出したいと思ひます。

第二の点は企業会計の原則にのっとりまして、貸借対照表その他のものをやはり従来履行いたしておられます。従つて一般会計の計理の方法とは異なつた会計計理をやっておるわけでありまして、それが第四の点はその他のものであります。内訳を申し上げますと、その他のものが九つございまして、病院が二つございまして。これは若手県と、秋田県の角館という町の病院であります。若手県は県病院であります。それから下水が四つあります。これは東京と名古屋、それから静岡、岐阜市であります。それから温泉が一つございまして。これは函館市であります。それからモーター・ボートが一つございまして。浜名湖であります。それから電氣、これは大夕張の北海道庁の電氣事業であります。現在建設段階であります。これがございまして。これだけでございまして。公益質屋は現在適用企業の一つもございせん。

○島村軍次君 このいわゆる鉄道、電氣通信それからこの公社法としてやっておるいわゆる三公社の経営については関係機関としての政府の監督が相当嚴重に行われておるようでありまして、今回の改正で、ある程度まで監督規定は整備されるようになっておるま

すが、むしろわれわれは、もっと進んで地方財政の重要な問題ですから、公社との関係にらみ合せて、これは強化するという意味でなくして、一体こういう事業については、各県の財政の予算、決算によるものよりは、いわゆる会社計理という損益計算、貸借対照表の型に従つて今後の経営をやつていく場合における実際の運用面について、長と管理者との間の関係がもう少し具体的にどういうことをやるのかというところで、事務配分の合理化その他としてあります。単なる貸借対照表をやるんだという程度のものでいいのかがどうか。あるいは長と管理者との間の認可とかあるいはその承認を得るとかいうような問題に關して、具体的な問題をお考えになっておれば一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 監督の問題でございまして、二つの問題が私にあると思ひます。一つは地方団体の内部の長とそれから管理者との問題と、それから国とその地方団体との問題、二つございまして、長と管理者との間の問題は、公営企業法の八条及び九条にこまかく規定をいたしておられます。これは大体大きな問題は長の仕事で、実施部面の仕事は大体管理者に全部まかせてやらせる、こういう考え方がなつておるわけにございまして。で、この間にも少し長の方の監督規定を強くしたらどうかとどういふ御議論もございまして、私も私どもとしては、公営企業の建前からすれば、この考え方がいたしましてやはり管理者に自由にその経営の才幹をふるわして、独立採算制を中心にして、こういう法律ができておるま

するが、やはりあまりに干渉的なことを長及び議事にやらせることはどうかとどういふふうに考えておるのでございませう。ただ、長と管理者との間の権限の不明確な点だけを直していけばそれでいいのではないかと、まあどういふふうな考え方をいたしておられますか。

それから国と地方団体との、国と公営企業との間の問題がもう一つございませうが、これは監督的な規定は、まあ事業そのものにつきましてはそれぞれ、その事業官庁との間に一つございませう。自治庁といたしましては、やはりこの全体の公営企業ないしは一般会計の事業を、全体の財政を見ておられます関係からいたしまして、監督の規定というものはちょっと行き過ぎではないかと、自治法の現在の建前からいたしまして、ちょっと行き過ぎではないかと、従って助言、勧告といふ現在の自治法の考え方の限度でやはり考えていくべきではないかと、ただそれには、必要な報告もやはり従来のような報告でなく、はつきりした法律的な根拠のある報告をもらった上で助言、勧告をしていくという考え方をとっておるのでございませう。そういうふうな意味の改正案を今度出したような次第でございませう。

○小林武治君 私どもは、特に交通事業についてどういふ感じを持っていますのでありますが、交通事業なんかは普通の民間の営利事業として経営されておる。ところがどういふ公営事業につきましては、事業税も払われぬし固定資産税も全然払っておらぬ、こういうことであるからして、いわばそのコストが非常に安くなる。こういう関係であ

るから、普通の営利事業が営むのに比べて料金等も低廉であつてしかるべきだ、こういうふうには思ひますが、この料金の認可などについては、自治庁は全然関与されておらぬ、こういうことですか。

○政府委員(後藤博君) 料金の認可につきましては、自治庁は法律的には何ら関与いたしておりません。ただ意見をわれわれはときどき申し上げるのではありませんが、今のところ内容につきましては、運輸省自体がやっております、ちょっと関与できないような格好になっておられます。

○小林武治君 これはまあ自治庁としては、住民の利益、こういうものについては関心を持つべきであります。が、いやしくも自治団体が経営する限りにおいては今のようにならざるを得ない、これは民間の事業者がよく言うのであります。市営のバス及び市営の電車、こういうようなものはほとんど民間企業と同じようなレベルにおいて料金の認可をされておる。そのことは非常に不公正な取扱ではないかと。従って私は公営企業等の料金認可については、もう少し住民の立場、あるいは経営というものを考えて、自治庁がこれに多少の関与をしてもいいのではないかと。そうすれば私企業

の立場にあるものよりは、もっと低廉な料金でサービスができるのではないかと、こういうふうな考え方を持っておるのですが、これについては何かお考えはないですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃること私も同感なのであります。現在の制度上どうも関与することが正式にはできない立場にあるのであります。

これは一般的な問題として、料金の問題もさることながら、路線の問題として、新しく市町村が公営企業としてたとえばバス事業を始めようとしても、なかなか現在の運輸省の機構の中では認められないような状態になっておられます。これはやかましく地方団体が言っておるのでありますけれども、なかなか参入できません。従って交通事業に参入する限りは、公営企業として現在ちょっと停頓の状態にあるのではないかと思ひます。これをどうして打開するかというのをよりより研究しておるのであります。なかなかむずかしい問題であります。理論だけでは参りませんのであります。おっしゃること、私も大体そういう方向で持っております。現在の機構上なかなか思ひにまかせない状況でございませう。

○小林武治君 従つてほとんど私企業と同じレベルで料金が認可されておる。こういうことになりましますから、私は利益は私企業に比べて相当あつてしかるべきじゃないかと、こういうふうには思ひますが、今の制度には、利益金を一般会計に繰り入れるというよう

なことはやっておりますか。

○政府委員(後藤博君) 公営企業から一般会計に繰り入れておるものもございませう。これは水道あたりもございませうし、交通は一般的に非常に悪いものから、現在一般会計の中に入れておられます。水道あたりでは一般会計の中に繰り入れておるものが相当ございませう。

○小林武治君 交通が悪いというの

は、私企業はとにかくそれで皆利益を得ておられますから、私は今の経営の仕

方が非常に何か不経済、非効率、こういうふうなところがあるのではないかと思ひますが、こういうことについては、これから何か監督上お願いできますか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる通りに考えておられますが、ただ交通事業を見ますと、電車でもうけて自動車の穴を埋めておるというのが実情でございませう。自動車の穴を埋めておるという意味は、自動車はやはり非採算的な路線が相当ございませう。これは住民の福祉のためにもちろんそういう路線をやっておるのであります。従つて全体としてはまだ健全なる経営というところまではいっていません。で、いい路線をとらうとすれば、やはりそこに私企業との問題が出てくる。こういう関係でなかなか経営上むずかしいことになつておるのが実情であります。これを打開する方法として、いろいろの方式を現在地方団体で研究して考えておられますけれども、なかなか交通事業というものがベイスするというふうな格好にいかないというのが実情でございませう。

○小林武治君 これは運輸省の問題かも知りませうが、バス事業なんかは私企業で十分にいわゆる不経済路線などを収容してやっておりますが、こんな方面は私は公企業としては今さら私企業を圧迫するとか、こういうふうなことはどうかと思ひます。従つて今のよう

に、とにかく公営企業と同じ基礎に立つておるだけ私企業と同じ基礎に立つておるだけ安くなるべきはずだ。従つてそういう方面について自治庁に目を注いでもらいたい、こういうふうに思ひ

ます。

○若木勝蔵君 今の問題に関連するの

ですが、そういうふうな私企業より料金というふうなものは、今もお話した

あつた点から考えてみると、公企業の方は安くなるべきである。ところが同率になつておる。そういう点から考えまして、一体独立採算制というふうなものがないか。あるいは清掃事業にしても、あるいは動物園の経営にしても、とにかく特別な採算制のために料金を上げなければできない。そういうふうなことで、漸次住民の福祉というものがそがれていくのじゃないか、どうなんですか、独立採算制というものは、

かしきがあるのじゃないかと思います。東京の交通でも水道でも料金を上げればそれは赤字にならない。ところが上げないために、そのしわが赤字になって出てきている。路線の改良がでない、水道の施設が伸びていかないという結果になっておるのであります。これは公営企業の持つておる一つの宿命的なものであると私たち考えますけれども、そういう苦しさを通してさらに経営を合理化し、経営を伸ばしていくというところに公営企業らしきものがあるのじゃないか、こういう考え方で指導しておるのであります。

○若木勝蔵君 私この資料を十分見ませんけれども、大体今の交通事業ばかりでなしに、清掃事業とか動物園の経営とか、そういう方面については一体経営状態はどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいますようなものは、公営企業の現在適用をいたしておりません。従って独立採算制とか何とかいうような問題は今はないわけでありまして、ある程度の規模になって参りまして、独立採算制をやつて、公営企業らしき運営をやる段階にまでなつたものが初めて公営企業の適用を受ける、こういうような考え方でございまして、何でもかんでも一種の企業であるから公営企業の適用をさせるという考え方は現在持つてないのであります。

○島村重次君 もう一つ今のに関連して伺つておきたいのは、一般会計の繰り入れは、これは出ておるのかもしれないが、出てなかつたら……それから逆に一般会計から特別会計というか、公企業の方へ繰り入れしておるの

かどうか。それから対照表を見ますると、未収入金というものが全体のうちで相当大きな数字になって、全体として二十七億という数字が出ております。これは一体どういうものであ

かどうか。それから説明を承わつてみますと、大体公営事業のものと資本というものは団体それぞれ自身が出資のよう形で出す場合もあるであらうでしょうが、現在の赤字財政の中ではなかなか困難じゃないかと思うのですが、多くは起債によつてやつておるのではないかと思いますが、この起債の場合には、公営企業分としておよそソワソワを毎年の財政計画の中でおきめになつて出されるのかどうか。それからいづゆる地方団体の赤字の四百六十億というものの赤字というものは一体どういう程度に考えられるか、そういうものもごまかしおわかりになつておれば一つ承わりたい。

○政府委員(後藤博君) 第一点の未収入金額の二十七億は、水道が一番多いかと思つておられます。水道の滞納分があります。水道、下水あたりの滞納分が一番大きいものじゃないかと存じます。

それから起債であります。これは一般会計の起債を毎年おきます際に公営企業分というものを別建にいたしてきめておられます。これは財政計画の上になつて参りません。財政計画以外にございまして、大体今年は二百六十億ぐらいかと思つておられます。これは別建にしておりまして、財政計画とは関係なしにいたしておられます。それから四百六十二億の赤字の中に

公営企業分が多少入つておるのじゃないか、繰り出し金の格好で出ておるものが赤字の一つの原因になつておるといふ場合が考えられますので、多少ありやしないかと思つておられますけれども、建設費の立かえ分のような格好で出ておるものでありまして、これは私どもはそう大きなものじゃないといふふうに考えておられます。繰り出し金の一番赤字の原因になつておるのは、国民健康保険が一番大きいものじゃないか、公営企業関係の繰り出し金は、建設費の立かえというのがございまして、けれども、それ以外の繰り出し金の赤字の原因というものはあまり多くないんじゃないかと考えておられます。

○赤松常子君 ちょっとお尋ねいたします。今度内閣総理大臣は、助言、勧告をすることができると規定されたのと同じでしたが、今までそういう例はしばしばございましたか、どうでござい

○政府委員(後藤博君) 公営企業についてはこれは初めてであります。自治法の中にやはりそういう規定がござい

○赤松常子君 今までのししばしばという例はございましたでしょうか。○政府委員(後藤博君) ほかの例もあると思つておられますが、自治法にはござい

○政府委員(後藤博君) まだ正式にそういう助言、勧告をした例はございせん。ただ個々に注意したとか、あるいは公営企業の起債の話を開きますとき、こういう点は直したらどうかという事実上の話し合いをしたことはござい

○赤松常子君 それで、今度さらに報告を提出しなければいけないということにお変えになりますので、ござい

○政府委員(後藤博君) 従来は自治報告令というものがございまして、それ

○赤松常子君 最後の資料の赤字団体、黒字団体の調べ、ちょっとこれだけ見て私わからないのでござい

体が幾ら、赤字団体が幾らということになると思つておられますけれども、ちょっとこれ私御説明いたしたいのでござい

○政府委員(後藤博君) この赤字団体、黒字団体は、これは内訳はもうろ

○赤松常子君 最後の資料の水道事業の黒字団体六十七、赤字団体十四と

○政府委員(後藤博君) 最初の方の適用の事業は、一番最後のところは三十三年三月三十一日現在というのでやつておるわけでありまして、ところが決算で

○政府委員(後藤博君) さようでございます。

○伊能芳雄君 改正案の中に五、六カ所が政令に委任してありますが、政令の内容の大体腹案があるんですか。

○政府委員(後藤博君) 第九条の中に「許可、認可、免許その他の処分を政令で定めるものを受けること。この政令はこれら各省市協をいたしまして内容をきめたいものと考へておきます。軽微なものは各省市協をいたしまして、こまかい許可、認可の規定がございまして、その範囲をきりきりきめて、そうして許可、認可——管理者だけができる許可、認可の場合をきめたい。これはまだはつきりきまっております。たとえば交通で申しますと、工事中に臨時的な路線の変更をやるとか、それからそういうような陸運局長に委任されたような事務がございまして、その程度のことには管理者だけでやってもいいじゃないか、こういうふうに考へております。それぞれ企業別に関係官庁と相談をいたしましてきめたいと考へております。

それから次に第二十一条の先ほど申しました料金のところがあります。これは料金徴収の事務を委任するところの団体をどういうものにするか、これは大体交通公社とか国鉄あたりを考へております。その前の「政令で定めるところにより」というのは、これは承認を求めようにいたしたいと考へております。

それから三十二条の「(剰余金)」の規定、「欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならぬ。」二つの積立金がございまして、この積立金の順序をきめて、どちらを先にしてどういうふうにして積み立てるかということをお政令で書くつもりでございます。

六項の「前項の資本利益金は、政令で定める場合を除くほか、処分することとできない。」処分できる範囲を明確にしたいと考へております。今施行令の二十四条にございまして、それから三十二条の二に、欠損をうめて、なおかつ不足がある場合には繰り越すという規定がございまして、これは従来はこの規定自体が政令に譲っておったのでありますが、これを法律に書きまして、その繰り越しの仕方につきまして、政令で定めたいと思つております。

四十条の二の二項にやはり「政令で定める」とこれは様式を政令で定めたいと考へております。

○伊能芳雄君 よその団体——会社ですかに料金の徴収を委託する場合、これは大体回数券など店で売らしたりなんかする、そういう考へ方ですか。回数券などを休憩所なんかに引き受けさせて売るようにする、そういう考へ方ですか、どういう考へ方からしたのです。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいますように、買取りはしてありますから、委任の問題ではないのであります。今私ども考へておられますのは、連絡切符だとか定期の連絡、定期の発行なんかにつきまして、やはり別々に買わなければならぬのを一括して買えるようにしたい、そういうような場合

を考へております。

○伊能芳雄君 そういうことだとすると、この逆の場合が考へられるわけですね。そういうことは現在できるのですか、それとも今度の改正案でできるのですか。逆のつまり連絡の場合には、私鉄の方も含めて市の方で切符を売る、定期券あるいは回数券を売る、こういう場合はこれはできませんか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいます通りでございます。同種企業の間でも連絡切符を出す、向うも連絡切符を出す、相互にやるわけでありませぬ。

○伊能芳雄君 この書き方は会社側に委任するよう書き方だけども、つまり徴収を会社側に委任する、向うが連絡切符を売ってくるといふ場合、市の方で会社側の連絡切符を売ってやるといふことができるような文面じゃないですね。

○政府委員(後藤博君) これは自治法の二百四十三条の規定が問題なのであります。これを排除する意味でこの法律を作りましたので、こちらの方は委任するといふ規定だけを書いたわけでありませぬ。向うからくる、委任される方はその自治法の二百四十三条の規定に触れないといふ考へ方でもって入れなかつたわけがございませぬ。

○伊能芳雄君 自治法の規定によつて当然そういうことはできるといふ考へ方ですか、委任を受ける方は。

○政府委員(後藤博君) 自治法の考へ方は、委任してはいけないといふことを書いておられますので、委任を受けることは差しつかえない、これは自治法の考へ方でありませぬ。従つてその原則がございませぬので、私どもといたしま

しては、別にそつちの方は書かなくてもできるんじゃないか、こういうふうにお考へております。

○理事(石村幸作君) 本件につきましては、さらに次回に質疑を続行いたすこととして、本日はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○理事(石村幸作君) 御異議ないものと認めませぬ。
それでは本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十二分散会

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、風俗営業取締法の一部を改正する法律案
風俗営業取締法の一部を改正する法律案
風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第三号中「玉染場」を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。